

2025年日本国際博覧会ロゴマーク候補作品に関する先行商標調査および商標登録事業者募集 質問と回答

no	該当箇所	質問内容	回答
1	募集要項 P2 4(1) 応募者の実績	応募者の実績について、「法人とする」とあるが、法人格を有しない個人事務所等の事業者でも応募資格があるのか。	法人格を有しない場合は、応募資格と認めることはできない。
2	募集要項 P3 4(2)オ 共同事業体の結成	「2つ以上の法人が共同事業体を結成して応募する場合」とあるが、共同事業体を結成する際に、一方が法人、一方が個人事務所等という結成は可能か。	2つの共同事業体それぞれが法人でなければ、共同事業体の結成と認めることはできない。
3	募集要項 P5 8(3)ア 知財WGへの参画	知財WGへの参画に際して、「最適な人材を1～2名程度推薦する」とあるが、適任者がいれば事業者が直接雇用していない外部の人材でも問題ないか。	知財WGの参画に適する、国内外の知的財産に関する十分な知識、経験、必要資格を有し、WGにおいて専門性のある見解、判断ができる人材であれば、事業者と雇用関係のない外部人材でも構わない。
4	募集要項 P6 8(3)エ、オ 追加提案	追加提案の考え方について、商標調査・出願する国・地域・区分がどこまで拡大されるかに関しては、第一段階 エ(追加提案)と第二段階 オ(知財WGによる追加提案)に分けて記載するという理解でいいか。	エ(追加提案)は、ウ(基本提案)以外に必要と考えられる調査等について提案を求め、オ(知財WGによる追加提案)は、更にエ(追加提案)以外に必要と考えられる調査等について提案を求めます。従って、第一段階と第二段階という理解でも構わない。
5	募集要項 P7 9(1) プレゼンテーション審査	プレゼンテーション審査の時間帯はいつ頃か、また他の事業者の審査にも同席が必要なのか。	プレゼンテーション審査の時間帯は午前中を予定しているが、今後時間帯の変更可能性はある。他の事業者のプレゼンテーション審査に同席することはない。後日割り当てる各事業者の審査時間にのみ参加とする。
6	様式5 業務実績報告書	表の左端「参加資格」の欄には何を記載するのか。	資料の誤植である。記載不要とする。